

令和8年度 事務事業評価シート（1）

〔 令和7年度事務事業 〕

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業	
事務事業名	成年後見制度利用支援事業				事業番号	011-072	
担当部署名	健康福祉局	局	長寿社会部	部	長寿支援課		課

I. 基本情報

事業の位置付け

1	堺市基本計画2025	施策との関連	有・無	戦略	2.人生100年時代の健康・福祉 ～Well－being～		施策	(3)市民の参加と協働による地域福祉の充実		
			有	取組の方向性	②権利擁護支援体制の強化					
		寄与するKPI	有・無	指標名	—					
	堺市SDGs未来都市計画 2021-2025	施策との関連	有・無	指標名	—		目標値	—		
			無	現状値	—		目標値	—		
		寄与するKPI	有・無	ゴール	—		ターゲット	—		
				無	取組	—				
				有・無	指標名	—				
	無	現状値	—		目標値	—				
2	関連計画			第5次堺市地域福祉計画、第10次堺市高齢者保健福祉計画、第9期堺市介護保険事業計画、堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画						
3	事業開始年度			平成 15 年度		点検対象年度（堺市基本計画2030）		令和 12 年度		
4	実施根拠			成年後見制度の利用の促進に関する法律、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律						

事業の概要

5 事業の実施主体		堺市						
6 事業の対象		【申立費用】市長申立てを必要とする者。 【成年後見報酬】本市に住所を有する、成年被後見人たる認知症高齢者で、生活保護受給者等、後見報酬の支払いが困難であると認められる者。					対象数	単位
							-	-
7 事業の目的		高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の適用を必要としているものが、同制度を適切に利用できるようにすること。						
8 事業内容		【成年後見制度利用支援給付金】 後見人等が選任され、成年後見制度の適用を開始した者のうち、生活保護受給者等、収入や資産等の状況から、家庭裁判所が審判により決定した後見人等の報酬を負担することが困難と認められる場合に、報酬の全部又は一部を給付金として扶助している。						
		【市長申立て】 本人や親族等により、家庭裁判所へ後見等開始の審判請求をすることができない、認知症等により判断能力が低下した高齢者が、成年後見制度を適切に利用できるよう、市長による申立てを行っている。申立書類作成事務のうち、親族関係図等作成業務については大阪府行政書士会に一部委託している。						
※国・府の基準より上回って実施した内容		—						
9 主な支出先		大阪府行政書士会						
10 公民連携・協働事業		—						

II. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定

11	成果指標	単位		実績		目標	目標
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
	老人福祉法に基づく市長申立て件数	件	目標値	—	—	—	—
			実績値	53	60		
			達成率	—	—		
	当該指標を選定した理由	市長申立てを必要とする身寄りのない認知症高齢者等の権利擁護の支援状況を把握することができるため。					
	目標値の設定根拠・算出方法	市長申立ての性質上、目標値の設定にはなじまないため、市長申立て件数の実績のみ計上					

12	活動指標	単位		実績		目標	
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	報酬給付件数（高齢区分のみ）	件	目標値	—	—	—	
			実績値	260	340		
			達成率	—	—		
	当該指標を選定した理由	成年後見制度の利用支援状況を経年比較して把握することができるため。					
	目標値の設定根拠・算出方法	給付申請に応じて扶助する性質のものであり、目標値の設定にはなじまないため、報酬の給付件数の実績のみ計上					

令和8年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	成年後見制度利用支援事業	事業番号	011-072
-------	--------------	------	---------

Ⅲ. 投入量											
事業コスト											
※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）											
13	財 源 内 訳	項 目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
			決算		決算		当初予算		当初予算		
		事業費（a）	53,286		59,155		65,267		76,820	70,868	
		国支出金	20,515		22,774		25,127		29,576	27,284	
		府支出金	10,257		11,387		12,563		14,788	13,642	
		市債	0		0		0		0	0	
		その他（第1号被保険者保険料等）	12,256		13,605		15,011		17,668	16,299	
		受益者負担金(使用料、手数料等)	47		56		51		95	51	
14	人件費（b）	2,430		2,430		2,520		2,520	2,610		
		年間経費（c）=（a）+（b）		55,716		61,585		67,787		79,340	73,478
事業費の内訳											
（単位：千円）											
16	事 業 費 内 訳	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源
		通信運搬費、郵便料	R7	決算	68	13		R7	決算		
			R8	予算	225	0		R8	予算		
		手数料	R7	決算	737	47		R7	決算		
			R8	予算	745	136		R8	予算		
		成年後見市長申立戸籍等請求業務委託料	R7	決算	3,869	745		R7	決算		
			R8	予算	3,075	592		R8	予算		
		市単独扶助費	R7	決算	72,146	13,888		R7	決算		
			R8	予算	66,823	12,864		R8	予算		
			R7	決算				R7	決算		
			R8	予算				R8	予算		
		Ⅳ. 事業の効率性									
単位当たり経費											
17	区 分	単位			令和6年度		令和7年度				
	①	市長申立て件数			件	53	60				
	②	上記①にかかる年間経費			千円	6,258	7,194				
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）			円/単位	118,076	119,900				
	算出についての説明等		市長申立て1件当たりの概算経費：＜通信運搬費・手数料・委託料・人件費（本庁）＞÷申立て件数								
Ⅴ. 評価											
費用対効果に係る所見											
18	市長申立て1件当たりの概算経費は、ほぼ横ばいである。ただし、これには、各区役所における申立て事務に要する経費が別途必要であることに留意が必要である。										
	成年後見制度の報酬助成については、成年後見制度の利用者が徐々に増加していること、また、平成30年度から報酬助成制度を見直し、扶助対象者を市長申立てによる制度利用者に限定せず、本人及び親族申立てによる制度利用者にも拡大したことにより、申請件数は年々増加傾向である。今後、高齢者のみ世帯や認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用相談及び市長申立てニーズが増加する見込みであることから、事業の実施体制を強化する必要があると考えられる。										
KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）											
19	第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）において、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施は、市町村に求められる重要な役割の一つとされている。認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まっている中で、地域の支援機関や家庭裁判所との連携を図りながら、当該事業を実施することで、高齢者等の権利擁護の推進に寄与している。										
	令和3年度からの実績等を踏まえた事業の必要性・有効性に係る所見（前年度の事務事業評価で点検対象年度を令和7年度とした事業のみ記載）										
20	必要性	■ 高い □ 低い	第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）において、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施は、市町村に求められる重要な役割の一つとされている。								
	有効性	■ 高い □ 低い	認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まっており、必要な方が同制度を利用できるよう、引き続き当該事業を実施し、高齢者等の権利擁護の推進を図る必要がある。								